

平成 25(2013)年度 東京大学教養学部後期課程聴講生出願要項

1. 出願資格

短期大学以上を卒業した者

ただし、大学及び大学院在学中の者を除く。

2. 聴講内諾手続

下記の期間内に聴講生出願理由書を提出し、4)の聴講の内諾を得た上で「3.出願手続」を行うこと。

1) 提出期限

平成 25 年 4 月入学の場合----平成 25 年 1 月 8 日(火)～平成 25 年 1 月 11 日(金)

郵送の場合は、平成 25 年 1 月 11 日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

平成 25 年 10 月入学の場合-----平成 25 年 6 月 11 日(火)～平成 25 年 6 月 14 日(金)

郵送の場合は、平成 25 年 6 月 14 日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

窓口受付時間：午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

2) 提出場所

〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1

東京大学教養学部等事務部教務課後期課程係

電話 03-5454-6056,6048

3) 提出書類等

ア) 聴講生出願理由書(本学部所定の用紙)

イ) 返信用封筒 1 通(長型 3 号封筒に宛名を明記し、350 円切手を貼付のこと。)

4) 聴講内諾の結果の通知

内諾の通知は、平成 25 年 4 月入学の場合は平成 25 年 2 月 1 日(金)、平成 25 年 10 月入学の場合は平成 25 年 7 月 10 日(水)までに本人に郵送により通知する。聴講の内諾を受けた者は、あらためて「3. 出願手続」の要領により出願手続を行うこと。

3. 出願手続

1) 出願期間

平成 25 年 4 月入学の場合-----平成 25 年 2 月 4 日(月)～平成 25 年 2 月 7 日(木)

郵送の場合は、平成 25 年 2 月 7 日(木)までの消印のあるものを受け付ける。

聴講生出願書類を郵送する場合は速達郵便とし、封筒の表に「聴講生出願書類」と朱書すること。

平成 25 年 10 月入学の場合----平成 25 年 7 月 16 日(火)～平成 25 年 7 月 19 日(金)

郵送の場合は、平成 25 年 7 月 19 日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

聴講生出願書類を郵送する場合は速達郵便とし、封筒の表に「聴講生出願書類」と朱書すること。

窓口受付時間：午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

2) 出願場所

東京大学教養学部等事務部教務課後期課程係

3) 出願書類等

ア) 聴講生入学願書(本学部所定の用紙)

イ) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ) 学生証用写真貼付台紙(写真を貼付し、生年月日及び氏名(フリガナ)を記入すること。)

エ) 返信用封筒 1 通(角型 2 号封筒に宛名を明記し、410 円切手を貼付のこと。)

4) 検定料 9,800 円

検定料は、聴講生内諾許可書に同封する「検定料振込依頼書」に必要事項を記入のうえ最寄りの金融機関(郵便局は不可)から振り込むこと。(ATM、インターネット等は利用しないこと。)振り込み

の際、検定料受付証明書(C 票)を受け取り、検定料受付証明書(C 票)を入学願書の指定欄に貼り付けること。振込金受取書(B 票)は領収書なので大切に保管すること。

なお、同一年度内の夏学期及び冬学期にそれぞれ出願した場合は、冬学期の出願の際は、検定料を納付する必要はないので注意すること。

4. 選考方法

書類審査による。

5. 選考結果及び聴講手続

1) 選考結果の通知

選考結果は、平成 25 年 4 月入学の場合は平成 25 年 3 月中旬、平成 25 年 10 月入学の場合は平成 25 年 9 月下旬に本人に郵送により通知する。

2) 聴講手続

聴講を許可された者は、同封の「聴講手続きについて」により手続を行うこと。

なお、所定の期間内に手続を行わない場合には、聴講しないものとして取り扱う。

6. 注意事項

1) 本学部後期課程において聴講できる授業科目は、実験・実習・演習を除いた授業科目のうちの指定した科目とし、1 年間を通じて聴講できる科目数は 6 科目までとする。

2) 聴講生は学期又は学年ごとに許可する。許可期間の延長は認めないので、引き続き聴講を希望する場合は、再度出願手続を行わなければならない。

3) 聴講した科目の単位は認定しない。

4) 前期課程及び大学院の授業科目の聴講は認めない。

5) 聴講生の入学料及び授業料

入学料 28,200 円(予定額)

授業料 1 単位につき 14,800 円(予定額)

(総単位数×14,800 円＝授業料納付額)

上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

注意：入学料及び授業料の納付方法は、入学許可通知に同封する「聴講手続きについて」を参照すること。なお同一年度内の夏学期及び冬学期にそれぞれ出願した場合は、冬学期の出願の際は、入学料を納付する必要はないので注意すること。

6) 聴講許可を受けた授業科目が開講曜日・時限等を変更する場合があるが、これにより聴講できなくなった場合でも検定料、入学料、授業料の払い戻しはしない。

7) 出願にあたって知り得た氏名、住所及びその他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。

8) 詳細については、受付場所に問い合わせること。

※教養学部後期課程では、学科改組による教育カリキュラムの改正が行われ、それに伴い新たな教育体制の検討を行った結果、平成 25 年度をもって聴講生制度を廃止することとなりましたので、あらかじめご承知ください。(平成 26 年度からの聴講生の募集は行いません。)